

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	事業主等に対する改善命令及び措置命令		
根拠法令 及び条項	蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第17条第1項及び第2項		
処分基準	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>【参考】</p> <p>蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年3月29日条例第8号） （事業主等に対する改善命令及び措置命令）</p> <p>第17条 市長は、事業主等により第7条の規定に適合しない埋立て等が行われた場合には、当該埋立て等の適正な実施を確保するため、当該事業主等に対し、期限を定めて、当該埋立て等区域、埋立て等の実施方法又は埋立て等に使用される土砂等の量等に関し、計画の変更その他必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、事業主等により第7条の規定に適合しない埋立て等が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は災害発生のおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該事業主等に対し、期限を定めてその支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきこと又は埋立て等の中止を命ずることができる。</p>		
処分基準 設定年月日	令和6年3月27日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。